代理店手数料規程

株式会社きずな少額短期保険 制定日:2023年5月14日

第1条(目的)

本規程は、当社が代理店に委託する少額短期保険の募集業務に対する代理店手数料の支払いについて定めるものである。

第2条(代理店手数料)

代理店手数料は、成立した保険契約の保険料の入金(以下、「実収保険料」という。)に 応じて支払う。

第3条 (手数料の計算)

1. 前条で規定する代理店手数料は、実収保険料に以下に定めた手数料率を乗じた額とする。

保険の種類	代理店手数料
定期保険	実収保険料の 15%(税抜き)

- 2. 前項の計算は一保険契約ごとに行い、計算の結果生じた基本手数料の端数は円未満を 四捨五入する。
- 3. 消費税の計算は、前項で計算した代理店手数料の合計に消費税率を乗じるものとする。

第4条(代理店手数料の支払)

第2条および第3条に規定された代理店手数料を、保険料を実収した月の翌月末日まで に代理店指定の口座に支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、当社負担とす る。

第5条(手数料の返還について)

- 1. 解約による未経過期間に応ずる既払い代理店手数料の戻入について、次月の代理店 手数料と相殺処理とする。ただし、次月に契約の計上が無い場合は、当社より書面 にて代理店手数料の戻入の請求をするものとし、解約計上月から翌々月の末日まで に当社に戻入するものとする。
- 2. 前項の代理店手数料戻入額の計算は以下の通りとする。

解約返戻金に代理店手数料支払時に適用した手数料率を乗じた額

3. 解約を除く、無効、取消、解除による消滅契約および無登録募集・無届募集行為等

が判明した場合、当該契約に関する既払いの代理店手数料を全額当社に返還するものとする。

- 4. 解約、無効、取消等により消滅した保険契約については、消滅日以降手数料の支払いは行わないものとする。
- 5. 代理店から当社に戻入等代理店手数料の返還にかかる振込手数料については、代理 店負担とする。

第6条(代理店委託契約終了後の手数料取扱いについて)

- 1. 代理店委託契約を解約、解除等の事由により終了した場合、代理店委託契約終了日をもって代理店手数料の支払も終了する。
- 2. 上項終了日時点で、代理店から当社に返還すべき代理店手数料がある場合は、その 全額を代理店は当社に支払わなければならない。なお、支払いにかかる手数料は、 代理店負担とする。

第7条 (その他の事項)

- 1. 本規程に規定する代理店手数料を改定する場合は、当社より事前に書面にて通知するものとする。
- 2. 本規程に定めのない規定については、代理店委託契約書に準ずるものとする。

附則

- (改廃) 当規程の改廃は、業務部長が立案し、取締役会で決議する。
- (施行) 当規程は、2023年5月14日より施行する。
- (改訂) 2023年12月28日